

各関係団体の長 様
各事業者 様

茨城県知事 大井川 和彦

適切な価格転嫁等への協力について（依頼）

日頃より、本県行政に対し特段の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、茨城県の最低賃金を現行の953円から1,005円とする答申が茨城地方最低賃金審議会から行われたところです。物価に負けない賃上げを行い、経済の好循環を実現するためには、原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させることが重要です。

政府は、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と定め、下請事業者からのアンケート等によるフォローアップ調査を実施し、評価が芳しくない事業者に対しては、事業所管大臣名で代表者に対して指導・助言を行い、改善を促す等、取引適正化に向けた取組を強化しているとともに、昨年11月には「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表し、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化を推進しているところです。

つきましては、本通知の趣旨を御理解いただき、適切な価格転嫁の実現のための価格交渉の実施やサプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進める「パートナーシップ構築宣言」への積極的な参加について、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、価格転嫁の申し入れをした際の正当な理由のない拒否等、取引上の問題がある場合は、積極的に「下請かけこみ寺」へ御相談ください。

貴団体におかれましては、会員事業者へ御周知くださいますようお願いいたします。

【参考】関係官庁等ホームページ

- 中小企業庁「価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果」
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>
- 公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>
- 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト
<https://www.biz-partnership.jp/index.html>
- 下請かけこみ寺
<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

【お問い合わせ先】

茨城県産業戦略部中小企業課経営支援室
電話：029-301-3550